人委第137号

令和４年９月29日

大 阪 市 会 議 長 大 橋　一 隆　様

大 阪 市 長 松 井 一 郎　様

大阪市人事委員会委員長 西 村 捷 三

職員の給与に関する報告及び勧告

大阪市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等に関し、報告し意見を申し出るとともに、あわせてその改定について勧告します。

この勧告及び意見の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。